公益財団法人東京都予防医学協会 行動計画 (第2期)

策定日 令和3年3月25日

本会に勤務する女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤務することができる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 2. 目標と取組内容・実施期間

目標1:部長級に占める女性の割合を40%にする。

<取組内容>

●令和3年度中 管理職の労働時間把握のためのシステム導入。 出退勤時刻により、過重労働のチェックを行う。

●令和3年4月~ 課長・次長を対象とする研修の充実化を検討。

●令和3年9月~10月 研修プログラムの決定。

●令和4年1月~2月 研修の実施。以後、毎年実施の予定。

目標2:労働者の各月ごとの平均残業時間数を15時間以内にする。

<取組内容>

●令和3年4月~ 時間外残業への対策を労使で検討。

●令和4年4月~ 具体的な対策の運用開始。3年度以内の達成を目指す。

女性の活躍の現状に関する情報公表

情報公表日 令和6年6月30日

- 1. 管理職に占める女性労働者の割合・・・・・・・・・・45. 9% (令和6年6月1日現在)
- 2. 男女の平均勤続年数の差異・・・・・・・・・・・・ 73. 4% (令和6年6月1日現在)
- 3. 有給休暇取得率・・・・・・・・・・・・・・・90. 1% (令和5年11月30日現在)
- 4. 男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	72. 7%
職員等	72. 8%
再雇用勤務者 · 短時間勤務者	77.4%

対象期間:令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

金:源泉徴収票の給与、手当、賞与を含めた総支給額の平均額に基づき算出

(通勤手当等は除く)

差異についての補足説明:賃金制度において、性別による区別、処遇差はございません。

男性の勤続年数および平均年齢が女性よりも高く、育児休業 取得者数の差異や育児短時間勤務等の取得が影響していると

考えられます。